

令和3年度第8回坂戸市教育委員会会議議事録

1 開会及び閉会に関する事項

開会 令和4年2月7日（月）午前10時30分 安齊教育長

閉会 令和4年2月7日（月）午前11時35分 安齊教育長

2 開催場所

坂戸市役所303・304会議室

3 出席委員

1番 小川 一信（教育長職務代理者） 2番 蓼沼 康子

3番 松井 正樹 4番 毛利 陽子

5番 安齊 敏雄（教育長）

4 議事参与者

教育部長 宮崎 勝

教育部長 谷口 義明

次長兼社会教育担当副参与 岡田 全弘

教育総務課長 岡本 行弘

学校教育課長 小峰 大吾

社会教育課長 栗生田 一裕

教育総務課副課長 加賀谷 順子

学校教育課副課長 野口 潤也

書記 山崎 憲次郎

書記 藤野 陽介

5 会議の概要

【日程第1 議事録の承認について】

＜前回の議事録は、全員異議なく原案のとおり承認されました。＞

（署名 2. 7 教育長、毛利委員、藤野書記）

【日程第2 議事録署名委員の指名について】

教育長 日程第2 議事録署名委員は、小川委員を指名いたします。

【日程第3 報告事項について】

教育長 日程第3 報告事項に移ります。（1）教育長報告をいたします。私から報告を申し上げます。

最初に、12月22日の坂戸市スポーツ推進審議会では、昨年度のスポーツ推進計画の取組状況の報告やスポーツ関連施設における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けての取組状況等について報告を行いました。翌23日は、小学生向けの地球温暖化防止教室という教育用DVDの寄贈式がございました。地球温暖化の原因や温室効果ガスを減らす取り組みなどについて、

対話形式で分かりやすく解説したもので、今後学校において活用を図っていただきます。同日の午後には、第2回坂戸市立小・中学校学区審議会を開催しました。まず、東和田の通学区域について審議いたしました。現在、同地区は、入西小学校、若宮中学校が指定校になっておりますが、通学距離が短い、桜小学校、桜中学校へ通学区域を変更してほしい旨の要望が出ていることについて審議をいたしました。続いて、同じ小学校に通っていた児童が中学校に進学する際に、全員が同じ中学校ではなく、一部別の中学校に進学する学区、具体的には、八幡一丁目、関間一、二丁目、鶴舞三、四丁目についても審議を始めました。答申がまとまったところで、教育委員の皆様にはご報告をしたいと考えております。次に1月7日に開催したGIGAスクール構想に係る教育センターの研修「坂戸市GIGA冬フェスティバル全体研修会」にオンラインで参加しました。講師には、茨城県で小中学校の教諭及び管理職を経験していて、現在、株式会社情報通信総合研究所特別研究員の平井聡一郎先生をお招きして、「子供も教職員も誰一人取り残さない、進化する学校へ」をテーマにお話ししていただきました。9日の成人式には、前回の協議会でも報告をさせていただきましたが、教育委員さんにはお忙しい中ご出席をいただき、無事終えることができました。11日の戸田市教育フェスティバルですが、堀川の奇跡と言われるほど進学実績を上げた元京都市立堀川高等学校長の荒瀬克己先生の講演を聴けるということで、オンラインで参加いたしました。最後に先生がお話になった教師という仕事をおもしろいと思わない先生と一緒にいて、子どもの学びはおもしろいだろうか、幸せだろうかという問いは、教職員の魅力とも大いに関係することのように思われ、深く考えさせられました。25日と27日の達成状況面談及び3日の2月定例校長会につきましては、協議会でご報告したいと考えております。以上この間の報告でございます。

教育長 質問等がありましたら、お願いします。

(なし)

教育長 他に、各部課長から報告事項がありましたらお願いします。

(なし)

教育長 ないようですので、以上で報告事項を終わります。

【日程第4 議 事】

議案第31号から議案第39号は、令和4年3月坂戸市議会定例会に提案される案件であり、議案第40号から議案第42号は、人事に関する案件であるため、坂戸市教育委員会会議規則第15条第1項の規定により、議案第31号から議案第42号は非公開としたい旨の発議があり、出席者全員が賛成し、議案第31号から議案第42号は非公開で審議されることに決定しました。

- ◎議案第31号 令和3年度一般会計補正予算について
＜非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。＞
- ◎議案第32号 令和4年度一般会計当初予算について
＜非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。＞
- ◎議案第33号 坂戸市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例の制定について。
＜非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。＞
- ◎議案第34号 坂戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
＜非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。＞
- ◎議案第35号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
＜非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。＞
- ◎議案第36号 坂戸市立小・中学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
＜非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。＞
- ◎議案第37号 坂戸市就学支援委員会条例の一部を改正する条例の制定について
＜非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。＞
- ◎議案第38号 損害賠償の額を定めること及び和解について
＜非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。＞
- ◎議案第39号 工事請負契約の締結議案に係る申入れについて
＜非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。＞
- ◎議案第40号 令和4年度当初坂戸市立小・中学校校長の人事について
＜非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。＞
- ◎議案第41号 坂戸市社会教育委員の辞職について
＜非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。＞

◎議案第42号 坂戸市社会教育委員の委嘱について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

教育長 議案第43号、「坂戸市学校運営協議会規則の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

学校教育課長 議案第43号、坂戸市学校運営協議会規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項の規定に基づき坂戸市立小・中学校に置く学校運営協議会を市に導入するに当たり、協議会に関し必要な事項を定めるため、本規則を制定したいので、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。市内全小中学校に学校運営協議会を設置するにあたり、学校運営協議会に関し必要な事項を定めるため、本規則を制定するものであります。説明は以上です。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終了します。

教育長 議案第43号、「坂戸市学校運営協議会規則の制定について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 議案第44号、「坂戸市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

学校教育課長 議案第44号、坂戸市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、教育委員会は、その所管に属する学校ごとに学校運営協議会を置くように努めなければならないことから、令和4年度から坂戸市の全小中学校に、学校運営協議会を置く予定である。これを踏まえ、学校評議員の必置について見直しを行ったことに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。学校運営協議会の役割は、学校評議員の役割と重複するため、各学校で学校評議員を置くことの必要性が少なくなるものと考えます。しかしながら、必要に応じて学校評議員を置く学校も想定しうることから、所要の改正を行おうとするものです。説明は以上です。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

小川教育長職務代理者 学校評議員を置く場合は、どのような時ですか。

学校教育課長 学校評議員は、校長から学校運営に関する内容について意見を求

められた際、個人として回答することができます。学校運営協議会につきましては、合議体として回答するものであります。今後、学校によっては、個人的に意見を聞く場合に、学校評議員を置くことができるものでございます。

教育長 他に御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第44号、「坂戸市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 議案第45号、「坂戸市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

学校教育課長 議案第45号、坂戸市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について、職員の服務の宣誓に関する政令の一部改正及び埼玉県立学校職員服務規程の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。先ほど御説明いたしました議案第36号に関連して、本規程で定めている宣誓書の様式から押印を削除するものでございます。また、令和2年3月1日に埼玉県立学校職員服務規程が改正され、県立学校の職員が退職を願い出る場合の手続に関する規定が追加されたことに伴い、本規程でも退職に関する規定を追加するものでございます。さらに、校長から教育委員会への校務報告の一つとして、児童、生徒の出席調査表及び職員出勤簿統計表による報告を規定しているところでございますが、現在は、それらと同内容の報告を、長期欠席調査及び出退勤調査等により受けております。報告すべき内容は満たしていることから、これらの児童、生徒の出席調査表及び職員出勤簿統計表に準ずるものによる報告も認められるよう規定するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第45号、「坂戸市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 議案第46号、「坂戸市立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦

情等対応実施要綱の一部を改正する告示について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

学校教育課長 議案第46号、坂戸市立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情等対応実施要綱の一部を改正する告示について、埼玉県市町村立学校会計年度任用職員の人事評価実施要領の施行に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。埼玉県市町村立学校会計年度任用職員の人事評価及び評価区分に関する苦情等についての対応に関し必要な事項を規定するため、この要綱の一部改正を行おうとするものです。なお、これに伴い、坂戸市立学校職員の苦情の申出等取扱要領も一部改正しております。説明は以上です。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第46号、「坂戸市立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情等対応実施要綱の一部を改正する告示について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 議案第47号、「坂戸市立小・中学校指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱の一部を改正する告示について」及び議案第48号、「特認校の指定について」は、関連がありますので一括しての審議といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

学校教育課長 議案第47号、坂戸市立小・中学校指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱の一部を改正する告示について、令和5年度から坂戸市立城山小学校及び城山中学校に特認校制を導入するため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。続いて、議案第48号、特認校の指定について、特色ある教育活動を実践する学校を特認校として指定し、通学区域外からの入学を認めるようにするため、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。特認校制度とは、従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも選択を認めるものでございます。城山小・中学校については、児童生徒数は大幅に減少する傾向にあるが、通学距離が長くなることから、単純に他校と統合することは難しい状況でございます。この現状を踏まえ、令和元年8月6日付けで、坂戸市立城山小・中学校の通学区域について、坂戸市立小・中学校学区審議会に諮問し、令和3年3月23日付けで、城山小・中

学校の児童生徒数が大幅に減少していく中で、地域に学校を残すことの重要性に鑑み、地域の理解を得た上で、坂戸市立城山小・中学校に特認校制を導入することが妥当であるとの答申をいただきました。この答申を踏まえ、令和5年度から坂戸市立城山小・中学校に特認校制を導入し、市内に住所を有する児童及び生徒は、城山小学校及び城山中学校を選択することができるようにするため、所要の改正を行おうとするものでございます。なお、議案47号と議案48号の関係ですが、議案47号は、特認校制を実施するための手続きに関する議案で、48号は、教育委員会として、どの学校をいつから特認校として指定するかを決めていただく議案となっております。関連する議案となりますので、併せて御説明をさせていただきます。以上でございます。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第47号、「坂戸市立小・中学校指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱の一部を改正する告示について」及び議案第48号、「特認校の指定について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 以上で議事を終わります。

【日程第5 その他】

教育長 御意見などございましたら、お願いします。

(なし)

教育長 ないようですので、以上をもちまして、令和3年度第8回坂戸市教育委員会会議を閉会いたします。

<令和3年度第8回坂戸市教育委員会会議閉会>